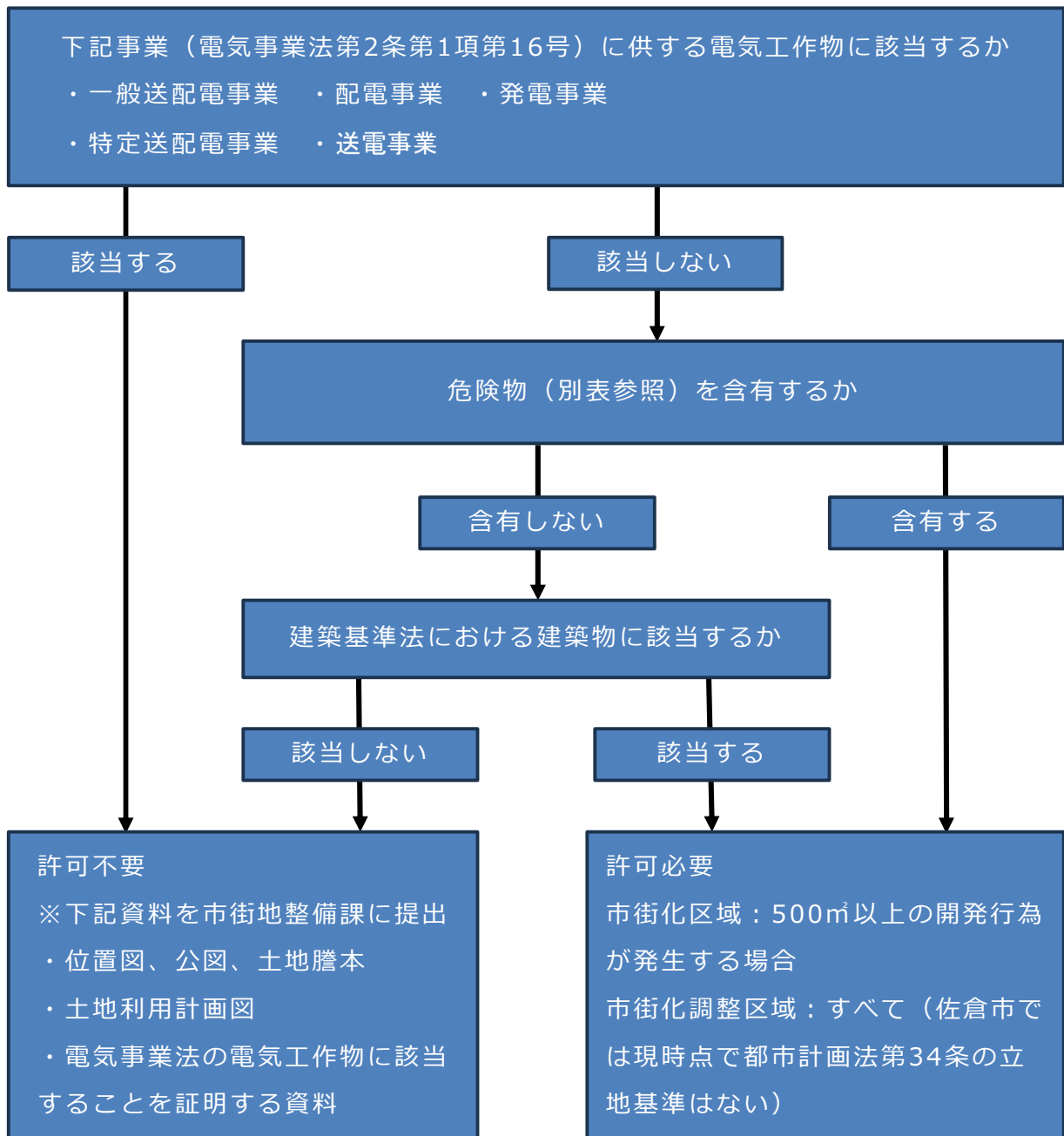


佐倉市における系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱いについて

佐倉市では、国土交通省の技術的助言（令和7年4月8日付）を踏まえ、系統用蓄電池のうち、電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業及び同項第15号の3に規定する特定卸供給事業を除く）の用に供する同項第18号に規定する電気工作物に該当しないものであって、都市計画法施行令第1条第1項第3号に規定する危険物を含有するもの（少量であっても該当します）については、第一種特定工作物として扱います。

これにより、当該設備の設置に際しては、開発許可が必要となる場合があります。

なお、電気事業法、建築基準法等の関係法令の適用につきましては、関係機関にご確認いただきますようお願い申し上げます。



建築基準法施行令第116条第1項の表の危険物の種類の欄に掲げる危険物（別表）

<p>火薬類 (玩具煙火を除く)</p>	<p>・火薬 ・爆薬 ・工業雷管及び電気雷管 ・銃用雷管 ・信号雷管 ・実包 ・空包 ・信管及び火管 ・導爆線 ・導火線 ・電気導火線 ・信号炎管及び信号火箭 ・煙火 ・その他の火薬又は爆薬を使用した火工品</p>	
<p>消防法第二条第七項 に規定する危険物</p>	<p>第一類（酸化性固体 を有するもの）</p>	<p>・塩素酸塩類 ・過塩素酸塩類 ・無機過酸化物 ・亜塩素酸塩類 ・臭素酸塩類 ・硝酸塩類 ・よう素酸塩類 ・過マンガン酸塩類 ・重クロム酸塩類 ・その他のもので政令で定めるもの ・前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの</p>
	<p>第二類（可燃性固体 を有するもの）</p>	<p>・硫化りん ・赤りん ・硫黄 ・鉄粉 ・金属粉 ・マグネシウム ・引火性固体 ・その他のもので政令で定めるもの ・前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの</p>
	<p>第三類（自然発火性 物質及び禁水性物質 を有するもの）</p>	<p>・カリウム ・ナトリウム ・アルキルアルミニウム ・アルキルリチウム ・黄りん ・アルカリ金属（カリウム及びナトリウ ムを除く。）及びアルカリ土類金属 ・有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアル キルリチウムを除く。） ・金属の水素化物 ・金属のりん化物 ・カルシウム又はアルミニウムの炭化物 ・その他のもので政令で定めるもの ・前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの</p>
	<p>第四類（引火性液体 を有するもの）</p>	<p>・特殊引火物 ・第一石油類 ・アルコール類 ・第二石油類 ・第三石油類 ・第四石油類 ・動植物油類</p>
	<p>第五類（自己反応性 物質を有するもの）</p>	<p>・有機過酸化物 ・硝酸エステル類 ・ニトロ化合物 ・ニトロソ化合物 ・アゾ化合物 ・ジアゾ化合物 ・ヒドラジンの誘導体 ・ヒドロキシルアミン ・ヒドロキシルアミン塩類 ・その他のもので政令で定めるもの ・前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの</p>
	<p>第六類（酸化性液体 を有するもの）</p>	<p>・過塩素酸 ・過酸化水素 ・硝酸 ・その他のもので政令で定めるもの ・前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの</p>
<p>マッチ</p>		
<p>可燃性ガス</p>		
<p>圧縮ガス</p>		
<p>液化ガス</p>		